

地位承継の制度が一部変わりました

地位承継の制度が、令和2年10月1日から一部変更され、これまで入居者（名義人）の子又は孫については、高齢者（60歳以上）等の要件（3の(3)から(6)）がなければ、地位承継が認められていませんでしたが、原則1回に限り地位承継の申請資格が認められることとなりました。

変更後の地位承継の要件は、次のとおりです。

（下線部を付している部分が、今回変更となりました）

要件1

地位承継の理由が、名義人の死亡・離婚などによる退去であること

要件2

地位承継を受ける方が、当初より同居されている方、または同居承認を得て同居されている方（名義人の直系2親等内の親族に限定）であること

要件3

地位承継を受ける方が、次のいずれかに該当すること

※同居承認を得て同居されている方で、(3)～(6)に該当する方については、名義人と1年以上の同居期間が必要になります。

(1) 名義人の配偶者（1回限り）

(2) 名義人の子又は孫（1回限り）

*令和2年4月1日から9月30日までの間に退去猶予期限が到来した方で現に居住中の方については、令和3年3月31日までに地位承継の承認申請を行い、条件を満たしているものに限り、地位承継が認められます。

(3) 高齢者（60歳以上（名義人の死亡・退去時の年齢））

(4) 障がい者の方がおられる世帯に属する方

(5) ひとり親世帯の母又は父

(6) 生活保護の被保護者



要件4

地位承継後の世帯の収入が、次のとおりであること

・一般世帯：認定月収15万8千円以下

・裁量世帯：認定月収21万4千円以下

*裁量世帯とは、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、60歳以上の世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、海外からの引揚者世帯、ハンセン病療養所者世帯、小学校就学前の子どもがいる世帯をいいます。

なお、家賃の滞納がある世帯は、地位承継の承認ができません。

詳しくは所管の管理センターまでお問い合わせください。

高槻管理センター（北摂東地区）

電話番号：072-685-1093

泉大津管理センター（泉州地区）

電話番号：0725-28-0001

藤井寺管理センター（大阪市、中・南河内地区）

電話番号：072-930-1098

堺東管理センター（堺市（南区を除く）地区）

電話番号：072-221-1084